

国土利用計画の改正について（第2次計画策定）

平成31年1月 政策推進課

1. 概要

国土利用計画は、新市発足後、旧市町の市土利用の方向性を整理し、平成25年3月に第1次計画として取りまとめたところです。また、国や県の計画については、人口減少社会の到来や、自然環境や災害時の対応を踏まえて、国では平成27年8月に、県では平成29年3月にそれぞれ改正されています。

一方、本市では、近江八幡市第1次総合計画を策定し、今後10年間のまちづくりの方向性を示す計画として策定を行っています。

このようなことから、現在の社会情勢及び総合計画に即した対応を行うため、本市の国土利用計画について改正を行います。

2. 策定期間

平成31年1月から平成31年12月（平成31年12月議会上程）

※審議会からの答申を10月末までに実施予定

3. 策定体制

(1) 担当国会議

- ・市土利用に関係する所属の代表に集まっていただき、原案を検討する会議
- ・策定期間中、5回程度の開催を想定。

(2) 部長会

- ・担当国会議にてまとめた内容について協議。

(3) 総合計画審議会 部会（審議会条例第7条より）

- ・総合計画審議会委員で構成し、実際に土地を活用される側の視点で計画の内容について協議してもらう組織。

4. 今年度の予定

1月初旬	担当国会議推薦依頼
1月16日	第6回総合計画審議会への諮問 → 協議するための部会発足に関する了解
1月下旬	第1回担当国会議（スケジュール確認、現状と課題の整理、骨子案提示）
3月中旬	第2回担当国会議（骨子案了承、利用区分別の基本方向の提案）
3月下旬	部長会（骨子案了承、次年度以降の進め方確認）
年度内1回 開催予定	第1回部会開催（スケジュール確認）

